

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十五号

奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例

奈良県中央卸売市場条例（昭和五十二年四月奈良県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「届出」を「名簿の備付け」に改め、同条中「について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければ」を「の氏名を記載した名簿を備え付けなければ」に改める。

第三十六条第二項第六号を次のように改める。

六 次に掲げる場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することなく販売開始時刻前に卸売をするとき。

ア 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合において卸売のための販売開始時刻以後の卸売によつては出荷者に著しい不利益をもたらすこととなるとき。

イ 市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて市場の卸売業者からの卸売の方法以外の方法によつては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である生鮮食料品等を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合

ウ 災害の発生地に緊急に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない特別の理由により卸売をする場合

第三十六条第四項中「するときは、」の下に「意見を述べることについて正当な理由を有する卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他の利害関係者のうちから知事が指名する者（以下「指名利害関係者」という。）又は」を加える。

第四十四条第一項中「市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）」を「開設区域」に改め、同条第三項中「ときは、」の下に「指名利害関係者又は」を加える。

第四十六条及び第四十七条を次のように改める。

#### 第四十六条及び第四十七条 削除

第四十八条第一項第二号イ中「提出して、」の下に「指名利害関係者又は」を加え、「審議を経て」を「意見を聴いて」に改め、同項に次の一号を加える。

四 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び知事の定める事項を記載した承認申請書を知事に提出して、当該契約に基づく卸売が市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。

第四十八条第四項第三号中「販売」を「卸売」に改め、同条第六項中「又は第三号イ」を「、第三号イ又は第四号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第四号イの承認を受けようとする卸売業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて知事に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

一 申請者の名称

二 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

三 当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目

四 当該卸売による卸売の数量の上限

五 実施期間

六 入荷量が著しく減少した場合の措置

七 当該卸売をしなければならない理由

第五十条第一項第三号中「あらかじめ」の下に「指名利害関係者又は」を加える。

第五十七条第二項第二号イ中「提出して、」の下に「指名利害関係者又は」を加え、「審議を経て」を「意見を聴いて」に改め、同項に次の一号を加える。

四 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内

産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（一年未満のものに限る。）及び市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出して、当該契約に基づく買入れが市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の知事の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称
- (2) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目
- (4) 当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 市場における入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該買入れをしなければならない理由

第五十七条第六項中「又は第三号イ」を「第三号イ又は第四号イ」に改める。

第五十八条第三項中「ときは、」の下に「指名利害関係者又は」を加える。

第六十一条の見出し中「衛生上有害な物品」を「衛生上有害な物品等」に改め、同条第一項中「衛生上有害な物品」の下に「又は客観的な事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず、人の健康に危害を及ぼす可能性がある物品（以下この条において「衛生上有害な物品等」という。）」を加え、同条第二項及び第三項中「衛生上有害な物品」を「衛生上有害な物品等」に改める。

第六十二条第一項第三号及び第二項第三号並びに第六十三条第一項第三号及び第二項第三号中「及び第三号イ」を「第三号イ及び第四号イ」に改める。

第六十八条第一項中「知事に報告しなければ」を「記載した帳簿を備え付けなければ」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「の規定による報告を受けた」を「に規定する帳簿を確認した」に、「報告に」を「帳簿に」に改める。

第七十一条第一項中「知事に報告しなければ」を「記載した帳簿を備え付けなければ

「に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「の規定による報告を受けた」を「に規定する帳簿を確認した」に、「報告に」を「帳簿に」に改める。

#### 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。